

社会福祉法人 敬信福祉会
あいの里ヘルパーステーション
訪問介護重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、訪問介護サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。
--

1 訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 敬信福祉会
代表者氏名	理事長 兼 俊 佐 代 美
本社所在地 (連絡先)	大阪府大東市大字龍間673番地3 電話072-869-0788・FAX072-869-0577

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あいの里ヘルパーステーション
介護保険指定 事業者番号	大阪府指定 第2771900111号
事業所所在地	大阪府大東市幸町1番7号
連絡先 相談担当者名	電話072-869-3132 担当 吉岡 雅子
事業所の通常の 事業実施地域	大東市全域

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うとともに、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護の提供ができるよう努め、また、地域との結び付きを重視し、関係先との密接な連携に努める。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日～日曜日 (但し、12月30日～翌年1月2日を除く。)
営業時間	午前9時～午後6時

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日 (但し、12月30日～翌年1月2日を除く。)
営業時間	午前9時～午後6時

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	吉岡雅子
---------	------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
サービス提供責任者	居宅介護計画を作成し、利用者及び苑家族にその内容を説明するほか、利用申込に係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。	1名
訪問介護職員	居宅介護計画に基づき指定居宅サービスの提供に当たる。	名

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
身 体 介 護	食事介助	食事の介助等
	入浴介助	入浴の介助等
	排泄介助	排泄の介助、おむつの交換等
	清拭	入浴が困難な方の身体を拭く等
	体位変換	体位の交換等
	通院介助	通院の介助等
家 事 援 助	買物	日常生活に必要となる物品の買物
	調理	食事の用意等
	掃除	居室の掃除等
	洗濯	衣類の洗濯等

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

区分	提供時間	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 30分毎に加算	
		料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
身体介護	昼間 8～18時	2,717円	272円	4,301円	431円	6,248円	625円	888円 を加算	89円 を加算
	早朝・夜間 6～8時 18～22時								
	深夜 22～6時								
家事援助	昼間 8～18時			2,450円	245円	3,113円	312円		
	早朝・夜間 6～8時 18～22時								
	深夜 22～6時								

※提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。尚、自動車使用した場合の交通費は、事業所から片道10キロメートル未満 500円、事業所から片道10キロメートル以上 1,000円徴収させていただきます。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル通知の時間によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	ご連絡無く訪問がなされた場合	500円
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。	

6 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあつたての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
② 個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

8 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う(サービス名記載)の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った(サービス名記載)の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	
	及び携帯電話番号	

10 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 あいの里ヘルパーステーション サービス提供責任者 吉岡 雅子	所在地 大阪府大東市幸町1番7号 電話番号 072-869-3132 ファックス 072-869-3133 受付時間 午前9時～午後6時
【市町村の窓口】 大東市役所 介護保険課	所在地 大阪府大東市谷川1-1-1 電話番号 072-870-9628 ファックス 072-872-8080 受付時間 午前9時～午後5時30分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府大阪市中央区常盤町 1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5446 ファックス 06-6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大東市大字龍間 6 7 3 番地 3
	法人名	社会福祉法人 敬信福祉会
	代表者名	理事長 兼 俊 佐 代 美 印
	事業所名	あいの里ヘルパーステーション
	説明者氏名	吉 岡 雅 子 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

ご家族 又は 代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	